

朝里小学校・豊倉小学校統合協議会設置要綱

(設置)

第1条 朝里小学校と豊倉小学校（以下「統合対象校」という。）の統合に当たり、新しい小学校（以下「統合校」という。）への円滑な移行に向け、学校、保護者及び地域が協働して諸課題について協議するため、「朝里小学校・豊倉小学校統合協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 統合校の教育目標及び特色ある学校づくりに関すること
- (2) 統合校の校名、校歌及び校章に関すること
- (3) 統合校の教材及び教具に関すること
- (4) 統合校の施設に関すること
- (5) 通学の安全確保に関すること
- (6) 児童の事前交流に関すること
- (7) 統合対象校の歴史及び伝統の保存に関すること
- (8) その他統合準備に関すること

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 統合対象校の校長、教頭及び教職員
- (2) 統合対象校の保護者
- (3) 統合対象校の通学区域内にある町会の代表者
- (4) その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、委員を補充することができる。

(職務)

第5条 協議会に会長1名と副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。
- 3 協議会の会議は、原則公開とする。

(部会)

第7条 協議会に、会議の効率的な運営を図るため、必要に応じ部会を置く。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会が行う。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行する。